

臨時会報告第7号

専決処分について

次の事項について、令和2年5月11日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

春日市長 井 上 澄 和

春日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

福岡県後期高齢者医療広域連合において新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金が支給されることに伴い、市において行う後期高齢者医療の事務に関し、春日市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第11号)の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月11日

春日市長 井 上 澄 和

春日市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

春日市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第5条第1項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。